宇佐市報広告掲載募集要項

１.趣旨

この要項は、宇佐市広告料収入事業実施要綱（平成１９年４月１日施行。以下「要綱」という。）の規定に基づき、市報「広報うさ」（以下「市報」という。）への広告の掲載に関し必要な事項を定める。

２.広告の範囲

市報に掲載できる広告等の内容については、要綱第３条の規定に該当する場合は掲載できないものとする。

３.広告の掲載回数

広告は、各月１回発行する市報への掲載１回を１単位とする。

４.広告の掲載規格等

（１）掲載位置及び枠数については市長が別に定める。広告の規格は原則として１枠縦４８ミリメートル・横９０ミリメートルとする。

（２）広告の色数は黒１色とする。

５.広告掲載料

広告掲載料は広告１単位１枠について１０，４７０円（消費税含む）とする。

６.広告主の募集

広告主の募集は、ホームページ、市報等による公募を基本とする。

７.広告掲載の申込み等

（１）広告の掲載を希望するものは（以下「申込者」という。）は、市報「広報うさ」広告掲載申込書（様式第１ 号）に所定の事項を記入し、広告の原稿を添えて、締切日（掲載を希望する市報発行月の前々月の２５日）までに市長に申込みを行う。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 市報発行月 | 締切日 | 市報発行月 | 締切日 | 市報発行月 | 締切日 |
| ４月 | ２月２５日 | ８月 | ６月２５日 | １２月 | １０月２５日 |
| ５月 | ３月２５日 | ９月 | ７月２５日 | １月 | １１月２５日 |
| ６月 | ４月２５日 | １０月 | ８月２５日 | ２月 | １２月２５日 |
| ７月 | ５月２５日 | １１月 | ９月２５日 | ３月 | １月２５日 |

（２）１回の申込みについては市報１号につき２枠、連続３か月までとする。

（３）締切日が市の休日に当たる場合は、宇佐市の休日を定める条例第２条によるものとする。

８.広告掲載の優先順位等

（１）広告の掲載は要綱第４条により審査し、同じ順位の場合は掲載希望月の多いものを優先することができる。

（２）掲載枠数を超えて広告掲載の申込みがあり、前項の規定により申込者の順位が判断できない場合は、各申込締切日後１０日以内に抽選により決定する。抽選については別途秘書広報課から申込者に通知するものとする。

９.広告掲載の決定

市長は要項７による広告掲載の申込みがあった場合は、内容を審査し、当該広告掲載可否について決定するものとする。

１０.広告原稿の作成及び提出

（１）１回の申掲載する広告は、申込者が要網２、４の規定に従い作成するものとする。

（２） 前項の規定により作成する広告に関する費用は、全て申込者が負担する。

（３）申込者は、市の指定した期日までに提出するものとする。

１１.広告料の納付

（１）申込者は市長の指定する期日までに、広告料を一括前納しなければならない。

（２）既に納付した広告料は還付しない。ただし、広告主の責に帰さない理由により、広告掲載することができなかったときは、その一部又は全額を還付することができる。

１２.広告掲載の責務

市報に掲載された広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとし、市は一切これに関与しない。

１３.広告掲載の取消し

市長は、要綱第１２条のほか次のいずれかに該当する場合は、広告の掲載の決定を取消し、又は中止するものとする

① 指定する期日までに掲載料を納付しなかった場合

② 指定する期日までに原稿を提出しなかった場合

１４.その他

この要項に定めるもののほか、広報広告の掲載について必要な事項は別に定める。

附　則

この要項は、令和元年１０月１日から施行する。

様式第1 号

市報「広報うさ」広告掲載申込書

年　　 月　　 日

宇佐市長　　　　　　　　　　 様

申込者　　住　　　所

氏　　　名

代表者　　　　　　　　　 　　㊞

電話番号

市報「広報うさ」に広告を掲載したいので、広告原稿を添えて下記のとおり申込みます。

なお、掲載に当たっては、宇佐市広告料収入事業実施要綱を遵守します。

記

１．掲載回数　　　　　 枠　　　　　 回

２．掲載希望月

|  |
| --- |
| 掲 載 希 望 発 行 月 |
| 年　　　　月 |
| 年　　　　月 |
| 年　　　　月 |

様式第2 号

市報「広報うさ」広告掲載決定通知書

第　　　　　　号

年 　　月 　　日

宇佐市長　　　　　　　　　㊞

年　　月　　日付けで申込みがあった市報「広報うさ」広告掲載申込については、

下記のとおり決定しましたので通知します。

記

１．掲載月号

|  |
| --- |
| 掲 載 発 行 月 |
| 年　　　　月 |
| 年　　　　月 |
| 年　　　　月 |

２．広告料

枠　　　回分　合計　　　　　　円

３．広告掲載に関する注意事項

①広告料は　　　　年　　月　　日まで納入してください。

②市報に掲載された広告の内容に関する責任は、広告主が負うものと

し、市は一切これに関与しません。

③市報広告掲載取扱要項第１３の規定に該当する場合、広告掲載の決

定を取消し、又は中止することがあります。

④広告主の責に帰さない理由により広告掲載ができなかった場合を

のぞき、納付した広告料については還付できません。